緑地及び広場	人工地盤構造を有する施設	二百五十九万五千円
	その他の施設	百六万円

緑地及び広場	人工地盤構造を有する施設	二百二万円
	その他の施設	八十三万九千円

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に設置されている技術基準対象施設（建設中のものを含む。）が第一条の規定による改正後の港湾の施設の技術上の基準を定める省令の規定に適合しない場合においては、この省令の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。